

災害用物資を活用した防災活動に関する協定書

学校法人高田学苑（以下「甲」という。）と一般社団法人日本非常食推進機構（以下「乙」という。）は、災害用非常食等（以下「災害用物資」という。）を活用した防災活動に関する協定を以下のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、災害用物資の備蓄を推進する取組及び防災意識の啓発活動を連携・協力して実施することにより、災害対応力の強化を推進するとともに、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれのある場合において、学生生徒が生涯にわたり、非常食の個人備蓄「自助」が習慣づけられると共に、「白い小箱運動」に参加することにより、障がい者就労支援、海外への食糧支援、地域住民との連携、地域住民（老人世帯等）支援など社会貢献活動を行うを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害用物資及び啓発用物品などを活用した防災啓発事業を連携して推進することとし、甲は乙が行う社会貢献活動としての事業に限り、可能な範囲での協力をを行うものとする。

（寄付の要請・物資）

第3条 乙が甲に寄付を要請する災害用物資は、甲が保有する物資とする。

（卒業時の返還・活用方法）

第4条 第3条に定める寄付の要請は、学生生徒が卒業時に甲の保管する個人備蓄品を寄付する意向のある者に限り備蓄品の寄付を甲が行うものとする。

（要請に基づく甲の措置）

第5条 乙は、第3条による要請を行うときは、別紙「備蓄品寄付依頼書」に必要事項を記入し提出するものとし、甲はその要請事項を実施するための措置を講ずるものとする。

（災害用物資の運搬、引渡し）

第6条 災害用物資の取引場所は甲が指定するものとし、取引場所までの運搬は乙が行うものとする。

（費用の負担）

第7条 第6条の乙が行った運搬等の費用については、乙が負担するものとする。

（連絡体制）

第8条 第5条に基づく寄付の要請の連絡体制については、甲と乙が協議の上、取り決めるものとする。

（広域的な協力体制の整備）

第9条 乙は、発展途上国、地域住民（老人世帯等）へ災害用物資の供給に関する広域的な支援をする体制の整備に努めるものとし、甲はこの活動に対し、必要な協力を行うものとする。

（情報の交換）

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的な情報交換に努めるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

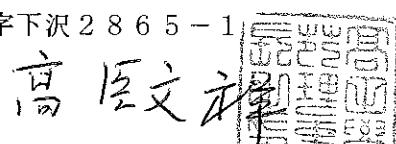
（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙のいずれかからもこの協定を解除または改訂する意思表示がないときは、更に一年間有効期間を延長するものとし、以下同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成26年 6月17日

甲 三重県津市大里窪田町字下沢2865-1
学校法人 高田学苑
理事長



乙 三重県四日市市浮橋1丁目4番3号
一般社団法人日本非常食推進機構
代表理事

